

## ○介護保険負担限度額認定（更新）申請について

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）や短期入所（ショートステイ）を利用する方の食費・居住費について負担を軽減する制度です。（市民税世帯非課税（別世帯配偶者も含む）、預貯金額が一定以下）

引き続き介護保険負担限度額認定を受ける場合は、更新申請を行ってください。

対象の介護サービスを利用しない場合は、更新申請の必要はありません。

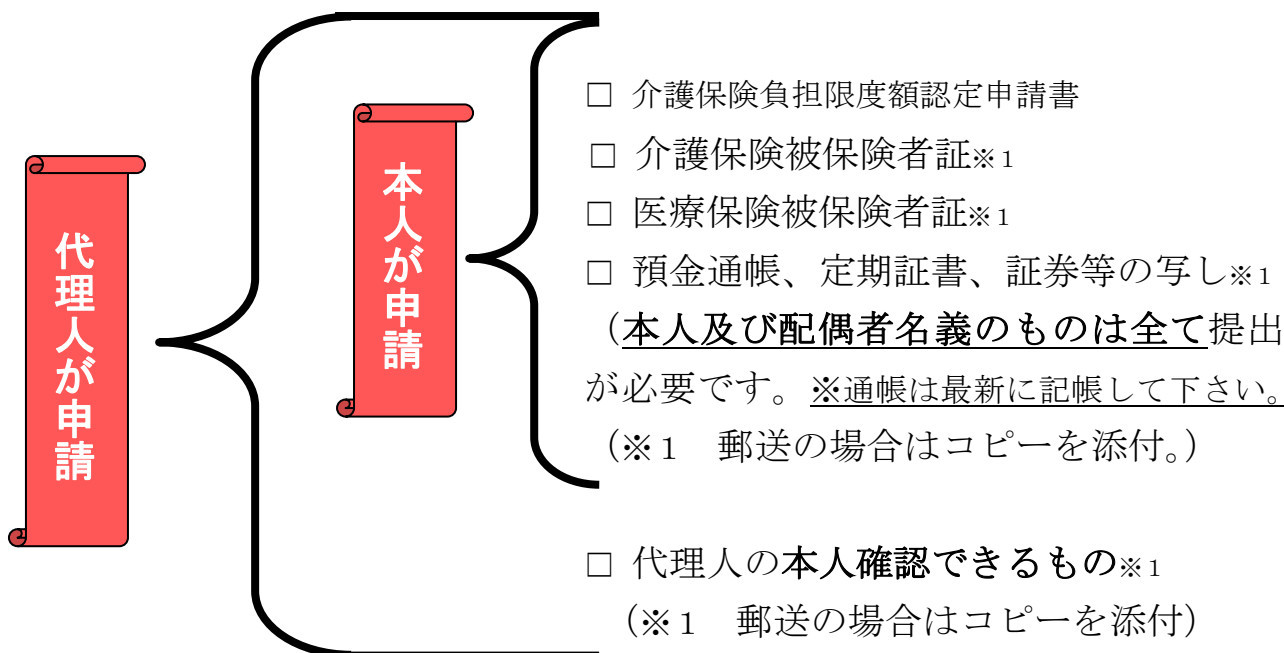
（※有効期間は、認定を受けた月の1日～当該年度の7月31日までとなります。）

利用者負担段階（令和3年度から）		預貯金等 （夫婦の場合）※2
第1段階	・生活保護受給者 ・本人および世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者（世帯には、世帯を分離している配偶者を含みます）	1,000万円 (2,000万円)以下
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税（世帯には、世帯を分離している配偶者を含みます）	年金収入金額（※1）＋合計所得金額が80万円以下
第3段階①		年金収入金額（※1）＋合計所得金額が80万円超～120万円以下
第3段階②		年金収入金額（※1）＋合計所得金額が120万円超
		650万円 (1,650万円)以下
		550万円 (1,550万円)以下
		500万円 (1,500万円)以下

※1 年金収入金額には、非課税年金を含みます。

※2 第2号被保険者については、段階にかかわらず「単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下」です。

## ○介護保険負担限度額認定申請手続きに必要なものについて



※本人確認できるものについては、裏面参照

# ●本人確認できるものについて●

## 一点確認物には…

おもな物として

運転免許証	運転経歴証明書
マイナンバーカード	船舶免許証
身体障害者手帳	療育手帳

などの官公署発行の写真付の身分証明書があります。

上記の物が

ないときは

## 二点確認物には…

おもな物として

医療保険被保険者証	各種医療受給者証
介護保険被保険者証	国民年金手帳
介護保険負担割合証	社員証
氏名・住所記載の公共料金の領収書	
官公署からの郵便物 (同封の介護保険申請書も該当)	

などがあります。

※有効期間のあるものについては有効期間内のものに限りません。

※預金通帳は本人確認物に適用できません。